

秩父別町出会い応援補助金

結婚を希望する独身の方を対象に、出会いの機会を広げるきっかけを支援するため、**マッチングアプリの利用料金や結婚相談所入会料金を助成します！**

下記内容をご覧ください、企画課までご相談ください。

○補助の対象となる方：次の全てに該当する方

- ・結婚を希望する18歳以上の独身者（高校生を除く）
- ・本町に住所を有し、結婚後も本町に居住する意思がある者
- ・本人及び同一世帯に属する者全員が、町税等を滞納しておらず、暴力団員等でない方

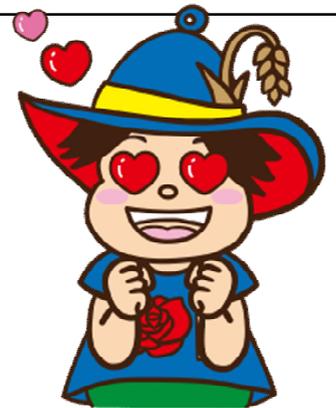
○補助金対象経費

区分	利用回数	補助対象経費	補助金の額 ※千円未満は切り捨て
(1) イベント参加料	年度3回まで	参加料	左欄金額に5割を乗じた額 年間上限 10,000 円
(2) 結婚相談所入会金	1か所に限る	入会金	左欄金額に5割を乗じた額 年間上限 50,000 円
(3) マッチングアプリ 利用料	1か所に限る	月額利用料	左欄金額に5割を乗じた額 年間上限 30,000 円

○補助期間 令和9年度まで

※令和7年12月10日以降の経費が対象。

※令和8年度以降の補助は、予算の成立が前提となります



○必要書類

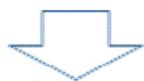
- ・ 秩父別町出会い応援補助金交付申請書
- ・ 本人確認のできる書類の写し
- ・ 出会い活動経費の分かる書類（領収書の写しなど）
- ・ 申請者名義の振込口座が分かる書類の写し

○補助金交付申請手続き

出会い活動 イベント参加、結婚相談所入会、マッチングアプリ利用



交付申請 出会い活動に対する経費の支払いが完了した後



補助金交付 町で補助金の交付決定を行い、申請書に記載いただいた口座に補助金を振り込み

○お問合せ先

秩父別町役場 企画課 企画・まちづくり係

電話：0164-33-2111

mail：kikakuka@chippubetsu.jp

